



本市初！ふるさと納税型  
クラウドファンディングを活用！！

西宮市 100 周年記念まちなかにぎわい事業推進補助金  
募集要項

市制施行 100 周年を迎える  
西宮をみんなで盛り上げましょう



募集期間

令和 6 年 12 月 20 日 (金) ~ 令和 7 年 9 月 30 日 (火)

# 目次

1. 背景と目的
2. 提案団体の要件
3. 補助の対象となる事業
4. 事業期間
5. クラウドファンディングについて
6. 補助金について
7. 申請方法について
8. 審査及び決定について
9. スケジュール
10. その他
11. 問い合わせ

## 1. 背景と目的

西宮市は令和7年4月1日に市制施行100周年を迎えます。この大きな節目を迎えるにあたり、市民・事業者・団体等の発意による様々な100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を推進するため、令和6年7月に市内で活動する様々な団体の長等を構成員とする「西宮市市制施行100周年記念まちなかにぎわい事業推進会議」（以下「推進会議」という。）が発足しました。本制度は、市から推進会議へ交付する補助金等を財源とし、市民団体や事業者等が主催する事業を推進会議が記念事業と認定し補助するものです。

市内各所において実施される事業を推進会議が記念事業と認定し補助することで、まち全体で100周年を祝う機運を醸成し、にぎわい創出につなげます。記念事業の実施を通じて、市民が西宮市の歴史や今の姿を理解する機会を創り出すとともに、文教住宅都市・西宮を次の世代へ受け継ぐ様々な活動を生み出したいと考えております。

## 2. 提案団体の要件

補助の対象となる事業を提案できる団体は、以下の①～⑤を満たす団体です。

- ① 市制100周年記念事業の目的に賛同する任意団体、法人、市民団体等で、西宮市内を主な活動拠点としていること。
- ② 団体の構成員が3人以上であり、構成員の3名以上が西宮市内に在住、在勤、在学のいずれかに該当すること。
- ③ 組織の運営に関する規則（規約や会則等）を有しており、団体及び事業の責任者が明確であること。
- ④ 予算・決算等の事務が適正に行われていること。補助金振り込み用の口座を有すること。
- ⑤ 宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと。

※「団体」は、単位組織に限らず、校区等を範囲とする連合組織や自治会等を中心に結成された実行委員会等も含むこととします

## 3. 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、以下の①～⑦を満たす事業です。

- ① 令和7年4月1日から令和7年12月31日までの間に実施するものであること
- ② 市制施行100周年という節目にふさわしく、かつ記念事業のテーマ（文教住宅都市・西宮を未来につなぐ、市民参加・シチズンシップの醸成、次の100年に向けた様々なチャレンジ）に関する要素を含むものであること（下記サイトも参考＜西宮市100周年の基本方針＞）  
[https://www.nishi.or.jp/shisei/shinogaiyo/shunenjigyoku/100th\\_kihon\\_houshin.html](https://www.nishi.or.jp/shisei/shinogaiyo/shunenjigyoku/100th_kihon_houshin.html)
- ③ 提案団体自らが企画し、実施するものであること
- ④ 原則として市内で実施し、市民が自由に参加、または参加を希望できるものであること。ただし、子供限定などの年齢制限を設けることは可能とする
- ⑤ 既存事業の場合は、市制施行100周年を記念して拡充または追加した部分が明確に区分できるものであること
- ⑥ 予算の見積や参加費等の設定が適正である事業であること
- ⑦ 補助の決定後は、必ず実施が確約できる事業であること

※ 1 団体につき提案できる事業は 1 事業までとします。ただし、1 事業内で複数日開催や期間での継続開催も可能とします

※ 以下のいずれかに該当する事業は提案することができません

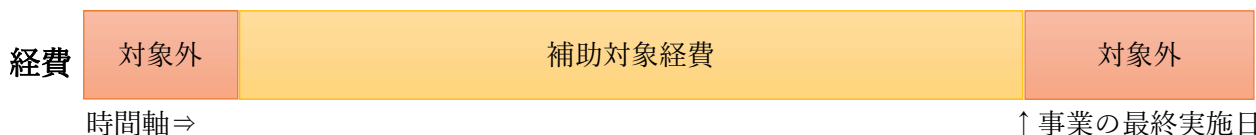
- ・法令や条例等に違反する内容を含む事業
- ・営利、政治活動、宗教活動を目的とする事業
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業又は親睦会的なイベント事業
- ・施設等の建設や整備を目的とするもの又は備品等の取得を主な目的とするもの
- ・西宮市から補助を受けている事業
- ・西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が行う事業
- ・その他、推進会議が不適切と判断した事業

## 4. 事業期間

提案事業の実施期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までです。補助金の交付決定前または事業期間の終了後に支出した経費は、補助対象経費に含まれませんのでご注意ください。補助対象期間の経費については、費目や金額に加えて日付が明確にできるように領収書等を残しておくようにしてください。

↓ 補助金交付決定日（事業の開始）

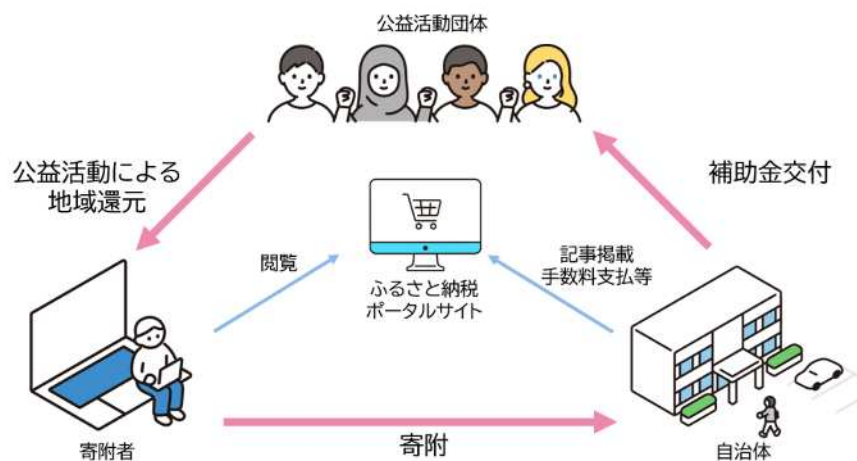
↓ 該当事業の終了日



## 5. クラウドファンディングについて

本事業は、次の 100 年に向けた新たな取り組みとして、補助が決定した提案事業ごとにふるさと納税型クラウドファンディングを実施し、財源確保を図るとともに、クラウドファンディングサイトを通じた事業の周知や事業に対する支援の輪を広げることで、市民参加やシチズンシップの醸成につなげます。補助金とクラウドファンディングの金額面などの具体的な内容については次項「6. 補助金について」をご覧ください。

ふるさと納税型クラウドファンディングのイメージ



## 6. 補助金について

提案事業の実施に要する経費の一部を推進会議が補助します。

### (1) 補助金額の決定と交付までの流れ

補助金額は事業経費の見積もりや、事業の収入予測をもとにした補助金交付申請によって決定しますが、交付は事業終了後の交付請求書提出日から 30 日を目途に指定の口座への振り込みをもって行います。また、最終的な交付時の金額は事業で実際にかかった経費や収入の金額及び、ふるさと納税型クラウドファンディングの獲得額に応じて交付請求を行っていただいたうえで確定いたします。

### (2) 補助金交付申請額の計算方法

補助金交付申請額は事業の対象経費の見積もり額から収入等の予測額を差し引いた額の 8 割に相当する額とし、計算方法は以下のとおりです。ただし、下記の計算で「50 万円」を超えた場合は「50 万円」を補助金交付申請額とします。

$$\text{補助金交付申請額} = (\text{補助対象経費 (見積もり)} - \text{事業実施に係る収入額(予測)}) \times \text{補助割合 (8割)}$$

※千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て

※上記の計算で「50 万円」を超えた場合は「50 万円」を補助金交付申請額とする

※収入は他の補助金等も含むものとする

申請内容を審査のうえで、補助金交付上限額を決定します。

### (3) ふるさと納税型クラウドファンディングについて

事業ごとに実施するふるさと納税型クラウドファンディングの目標額は上記の補助金交付上限額の金額と同額とし、原則として事業実施初日の 4 週 (28 日) 前から 6 週 (42 日) 間でクラウドファンディングを実施します。ただし、2025 年 4 月 29 日以前に実施する事業に関しては原則として 2025 年 4 月 1 日から 6 週間をクラウドファンディングの実施期間とします。このクラウドファンディングで集まった額に応じて、最終的な補助金交付請求額が決定します。

### (4) 事業の準備と実施及び経費等の報告について

補助金交付決定日から事業終了日までで、該当事業の準備や実施において生じた経費については、費目や金額が明確にできるように領収書等を残しておくようにしてください。また、参加費や他の補助金などの収入が発生する場合は計算根拠を明示できるようにしておいてください。事業の実施後は収支決算書、領収書等を取り纏め、「補助対象経費」と「事業実施に係る収入額」、さらにふるさと納税型クラウドファンディングの寄附額 (※) の確定値をもとに事業の実績報告を行ってください。

※推進会議からの案内に従って、提案団体自身で確認するようにしてください

### (5) 補助金交付額の計算方法

まず事業の補助対象経費から収入等の額を差し引いた額の 8 割に相当する額を算出します。この額を「実績額」とし、申請当初の補助金交付上限額を「上限額」、ふるさと納税型クラウドファンディングで集まった寄附額を「CF 額」とします。これらの金額を以下のとおり比較したうえで、補助金交付額が確定します。なお、クラウドファンディングが集まらなかった場合でも、補助金交付上限額の半額分は請求が可能です。

ケース 1 : 実績額が上限額以下の場合

① CF 額が実績額以上

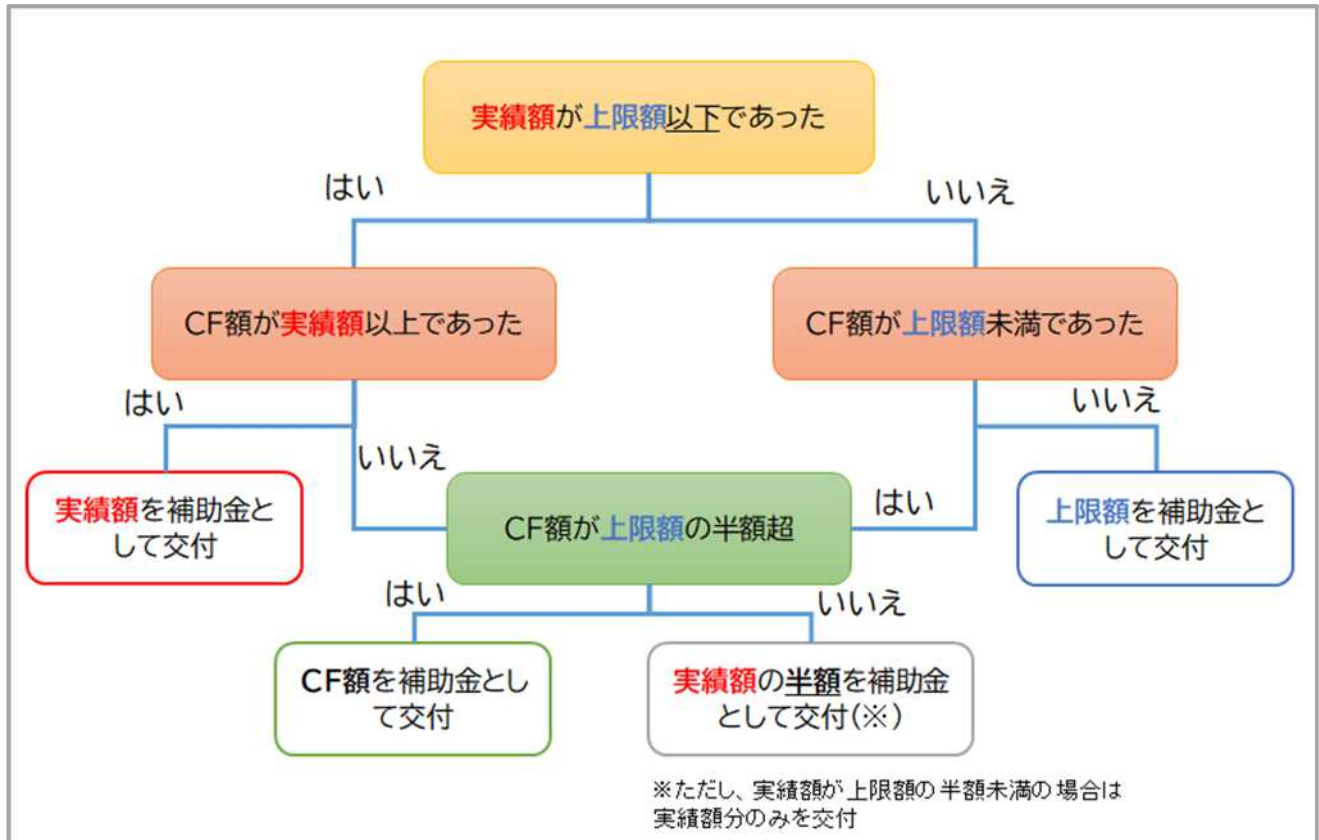
⇒ 実績額をそのまま補助金として交付

- ②CF額が上限額未満かつ上限額の半額超 ⇒ CF額を補助金として交付
  - ③CF額が上限額の半額以下 ⇒ 上限額の半額を補助金として交付(※)
- ※ただし、実績額が上限額の半額未満の場合は実績額分のみを交付

ケース2：実績額が上限額を超えた場合

- ①CF額が上限額以上 ⇒ 上限額を補助金として交付
- ②CF額が上限額未満かつ上限額の半額超 ⇒ CF額を補助金として交付
- ③CF額が上限額の半額以下 ⇒ 上限額の半額を補助金として交付

○フローチャート（実績額及びCF額が確定した時点）



(6) 補助金交付確定額を寄附額が上回った場合など

ふるさと納税型クラウドファンディングは、原則として目標額の達成をもって募集終了としますが、サイトの更新のタイミング等で目標額を超える寄附額が集まる場合があり、精算時に補助金の交付額を寄附額が上回った場合は、差額分を西宮市の一般財源として充当させていただきます。

反対に、最終的な事業経費が補助金交付上限額を大きく超えた場合もあくまで事業採択時に決定した補助金交付上限額の範囲内でしか補助金を交付できません。申請時の補助金交付申請額は可能な限り実態に近い数字で算出するようにお願いいたします。



(7) 補助対象となる主な費目（いずれも領収書等の提出が必要です。）

費目	内容
報償費	講師、出演者等への謝金（団体構成員に対するものは対象外）
旅費	講師、出演者等への交通費（団体構成員に対するものは対象外）
消耗品費	用具・文具類等の消耗品、資材等の購入費など
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷代、資料のコピー代など
通信運搬費	チラシや資料の郵送料、運送料など
保険料	イベント保険料、損害保険料など
委託料	会場設営等専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用など
使用料・賃借料	会場使用料、各種機材等のレンタル料など
その他	その他、推進会議が該当事業の実施に不可欠と認めた経費

※ 上記対象経費に該当する場合でも、審査の結果、対象経費として認められない場合又は金額を変更していただく場合があります。（特定の経費に偏りがある場合など）

(8) 補助対象とならない経費

- ・ 団体構成員に対する人件費や報償費及び旅費など
- ・ 事務所の賃借料、修繕料、光熱水費、電話通信費等の団体運営経費
- ・ 施設等の建設や整備を目的とする経費又は備品等の購入費
- ・ ガソリン代や高速料金等、車両での移動に係る経費
- ・ 飲食費
- ・ 団体構成員が関与している団体への外注費
- ・ 領収書がないなど、支出の根拠や日付が確認できない経費
- ・ その他、推進会議が不適切と認める経費

## 7. 申請方法について

(1) 提出書類

- ・ 補助金交付等申請書（様式第1号：Excel）
- ・ 個人情報の取扱い及び暴力団等反社会的勢力でないことに関する誓約書（様式第2号：Excel）
- ・ 事業計画書（兼クラウドファンディング登録シート）（様式第3号：Excel）
- ・ 事業収支計画書（様式第4号：Excel）
- ・ 補助金使途明細書（様式第4号の2：Excel）
- ・ 市制100周年冠付、ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用申請書（ロゴ等様式1、同2及び冠付様式3：Excel）

上記の様式等の公開ページ：[https://www.nishi.or.jp/shisei/shinogaiyo/shunenjigyoku/hojo\\_2025-100th.html](https://www.nishi.or.jp/shisei/shinogaiyo/shunenjigyoku/hojo_2025-100th.html)

以下は様式自由で申請者が用意するもので構いません

- ・ 市ホームページ掲載用写真（6：5のサイズ、JPG又はPNG）
- ・ クラウドファンディング募集ページに掲載する写真（980\*475：JPG又はPNG）
- ・ 団体の会則等の写し（法人格を有する場合は履歴事項全部証明書の写し：PDFデータにスキャン）

- ・役員名簿（構成員と本市の関係（在住・在勤・在学等）を明記。様式不問：PDF データにスキャン）
- ・直近の事業報告書又は決算報告書（様式不問）

## （２）募集期間

募集開始：令和 6 年 12 月 20 日（金）

締め切り：原則として事業実施初日の 15 週（105 日）前を締め切り（※）とし、全体の締め切りは令和 7 年 9 月 30 日（火）とします。

ただし、事業実施初日が令和 7 年 5 月 9 日（金）以前の事業については、一律で令和 7 年 1 月 24 日（金）を締め切りとします。

または、全提案事業の補助金合計額が予算額の上限に達した場合も募集締め切りとなります。

※事業開始日の 15 週前が土日祝日の場合は、直前の平日を締め切りとします

## （３）提出方法

原則として、メールによる提出とします。書類については紙のみのものはスキャンなどを行って電子化を行い、すべて電子ファイルとして提出してください。3 営業日以内に到達報告のメールを送付します。到達報告のメールが届かない場合は、事務局までお尋ねください。

宛先西宮市市制 100 周年記念まちなかにぎわい事業推進会議事務局（西宮市政策推進課内）

メールアドレス	<a href="mailto:2025-100th@nishi.or.jp">2025-100th@nishi.or.jp</a>
---------	--------------------------------------------------------------------

## 8. 審査及び決定について

### （１）審査方法

申請書類の内容をもとに以下の観点に沿って、推進会議で審査を行い、基準に該当しない事業は不採択となります。

提案団体及び提案内容が募集要件や要項の内容を満たしたものであるうえで、以下の観点から審査を行うこととします。

評価項目	評価項目の内容と着眼点
実施体制	記念事業の趣旨に沿った活動を行う団体であるか。 事業を実施でき、独立した経理能力を有している団体であるか。
事業計画	事業内容の計画性は高いか。 収支予算は、効率的・効果的なものであるか。 営利にのみ偏ることのない公益性の高い取組であるか。
西宮市 100 周年 との関連性	本補助金や西宮市 100 周年の理念を的確に把握し、地域の盛り上げやシチズンシップの醸成につながる事業計画となっているか。



	<p>広く地域住民が参加できるなど、地域への広がりが期待できるか。</p> <p>地域資源を活用できているか。</p> <p>様々な立場の方同士の交流促進など、地域の活性化につながっているか。</p>
新規性・将来性	<p>新規事業、もしくは従来の活動に創意工夫を加えて西宮市 100 周年ならではの要素が認められる事業であるか。</p> <p>一過性の取組ではなく、継続性が見込まれ、今後の地域の盛り上がりや住民の参画の促進のきっかけになるようなものか。</p>

## (2) 審査結果について

審査結果及び補助金額の通知は、提案団体に対して書面により通知します。

## (3) 採択された事業について

①採択された事業については、補助金の交付決定通知をもって事業の開始とします。寄附金が目標額を達成しなかった場合においても、必ず提案事業を実施することとしてください。

②事業を進めるにあたっては、ふるさと納税型クラウドファンディングの周知や広報を積極的に行い、寄附者に対しても、事業の経過報告を行うなどして、提案事業に継続して関心を持ってもらうための取組を行ってください。

③チラシ等を作成する場合、「この事業は、西宮市 100 周年記念まちなかにぎわい事業推進補助金の補助を受けて実施します」の一文を入れてください。また、原則として西宮市 100 周年のロゴマークとキャッチフレーズの使用や冠付事業としての申請も行う必要があります。申請書類は本補助金と併せて提出できるように用意しております。

※ロゴマークとキャッチフレーズの使用や冠付事業についての詳細は以下のページをご確認ください。

<https://www.nishi.or.jp/shisei/shinogaiyo/shunenjigyousupporter.html>

④市民が参加する事業については、事業の効果検証のため、参加者アンケートを必ず実施してください。

⑤事業終了後は、以下の書類をすみやかに「7. 申請方法について」で指定する宛先と方法で提出してください。

- ・補助金変更等申請及び報告書（様式第 5 号：Excel）
- ・報告書別紙（様式第 5 号の 2：Excel）
- ・収支決算書（様式第 6 号：Excel）
- ・補助金収支明細書（様式第 6 号の 2：Excel）
- ・交付請求及び口座振替依頼書（様式第 7 号：Excel）

上記の様式等の公開ページ：<https://www.nishi.or.jp/shisei/shinogaiyo/shunenjigyousupporter.html>

以下は様式自由で申請者が用意するもので構いません

- ・領収書等の写し（補助金収支明細書に記載した番号を付したうえで、PDF データにスキャン）
- ・事業の様子がわかる写真（JPG 又は PNG）

※事業報告書や写真は、市のホームページや SNS、西宮市 100 周年の事業報告等で公表します。

## 9. スケジュール

主に提案団体様から見た申請から補助金交付までの流れは以下のとおりです。

(1) 申請（事業実施初日の 15 週（105 日）前までに提出）

事業実施初日から起算した締め切り日までに、本要項で案内のとおり申請を行ってください。できる限り事業に係る経費を正確に算出してください。

(2) 審査と通知（申請からおおよそ 3 週間）

推進会議で審査を実施し、審査結果と補助金の交付決定を通知します。この通知をもって事業開始となり、補助金の交付対象期間も開始となります。事業実施に向けて適宜、準備や P R を行ってください。

(3) ふるさと納税型クラウドファンディングの開始（事業実施初日 4 週（28 日）前の開始）

すべての提案事業に対し、ふるさと納税型クラウドファンディングが事業実施初日 4 週（28 日）前から開始されます。なお、必要な手続きは提案団体様からの申請に基づいた推進会議からの要請に応じて西宮市で実施します。

(4) 事業の実施（申請で示した日または期間のとおり）

申請で提案した内容に沿って事業を実施してください。

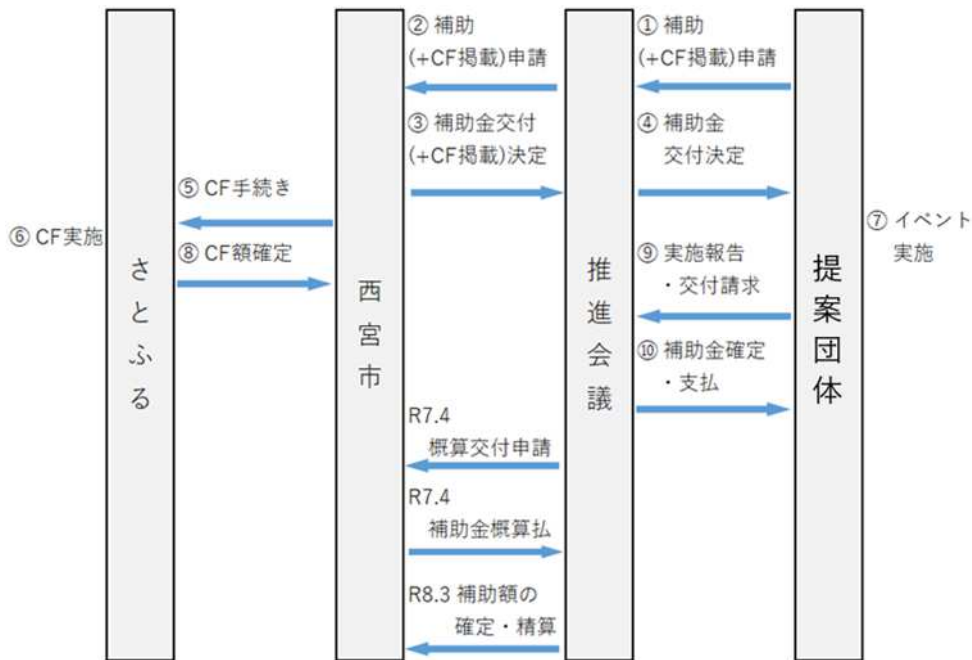
(5) 補助金の交付額確定と支払い（交付請求書提出日から約 30 日）

事業終了後、経費の総額と C F 額が確定しましたらすみやかに本要項で案内のとおり報告書類を提出してください。推進会議で「6. 補助金について」に沿って、補助金の交付額を確定します。補助金の交付額確定後、交付請求書提出から約 30 日で補助金を交付します。



※CF⇒クラウドファンディング

## 全体の役割と流れ



※②申請及び③CF掲載決定において、市による当該事業の適正判断を兼ねる  
⑥CFはイベント実施の前月1日～実施月の月末まで実施予定

## 10. その他

(1) 事業提案書、審査結果に係る情報、事業報告書等の書類及びその内容は、個人情報を除き、原則として市のホームページ等で公開されます。

(2) 以下の①～④のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消す（交付済みの金額は返金していただく）ことがあります。

- ①提案団体又は事業内容が本募集要領に記載の要件を満たさなくなった場合
- ②推進会議の承認なしに事業を変更又は中止した場合
- ③偽りその他不正な方法により補助金の交付（決定）を受けた場合
- ④補助金を当該事業実施以外の用途に使用した場合

## 11. 問い合わせ

西宮市市制100周年記念まちなかにぎわい事業推進会議事務局 補助金担当

住所：西宮市六湛寺町10-3（西宮市政策推進課内）

電話：0798-35-3031

メール：[2025-100th@nishi.or.jp](mailto:2025-100th@nishi.or.jp)

受付時間：平日9時～17時（土日祝、及び12月28日～1月5日を除く）